

中標津町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、中標津町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 本町における地域公共交通の在り方に関すること。
- (2) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (3) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (6) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (7) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は次に掲げる者により構成し、中標津町長が委嘱する。

- (1) 中標津町長が指名する職員
- (2) 国土交通省北海道運輸局釧路運輸支局長が指名する者
- (3) 北海道根室振興局長が指名する者
- (4) 公共交通事業者の代表者が指名する者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体等の代表
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 道路管理者の代表者が指名する者
- (8) 北海道釧路方面中標津警察署の代表者が指名する者
- (9) その他協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、中標津町副町長をもって充て、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 監事は、委員の中から会長が指名する。

6 監事は、協議会の会計を監査する。

7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(協議会の運営)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができる。この場合において、当該代理出席者を委員とみなす。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明等を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 会議の案件について会長が軽微な事案と判断した場合又は委員の招集が困難である場合等にあつては、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第8条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、中標津町町民生活部生活課内に置く。

(経費)

第10条 協議会の事業に要する経費は、中標津町からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の財務処理に当たっては、中標津町の規定を準用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月24日から施行する。
(経過措置)
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、令和6年3月31日までとする。
(中標津町地域公共交通会議設置要綱の廃止)
- 3 中標津町地域公共交通会議設置要綱（平成20年要綱第27号）は廃止する。